議案第 56 号

燕市社会教育施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について

燕市社会教育施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 元 年 9 月 1 0 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市社会教育施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(燕市公民館条例の一部改正)

第1条 燕市公民館条例(平成18年燕市条例第87号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「別表第1又は別表第2」を「別表」に改める。

第19条を次のように改める。

(使用料の減免)

第19条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 別表第1を次のように改める。

別表(第18条関係)

施設名	室名	使用料
		(30分当たり)
燕市中央公民館	小会議室	250円
(西棟)	第1会議室	500円
	第2会議室	300円
	第3会議室	300円
	第1研修室	200円
	第2研修室	300円
	小ホール	600円
	中ホール	800円
	第1和室	200円
	第2和室	200円
燕市中央公民館	工芸室	300円
(東棟)	窯室	100円
	多目的室	1,050円
	調理実習室	450円

	講習室A	400円
		1
	講習室 B	450円
燕市吉田公民館	会議室	300円
	集会室	400円
	研修室	150円
	視聴覚室	300円
	調理実習室	450円
	講堂	900円
	大会議室	450円
燕市分水公民館	大ホール	1,400円
	美術工芸室	250円
	第1研修室	250円
	調理実習室	550円
	小会議室	250円
	大会議室	450円
	第2研修室	250円
	音楽練習室	250円
	視聴覚室	700円
燕市小池公民館	講習室	250円
	研修室	100円
	大会議室	550円
	小会議室	150円
	茶室	200円
	調理実習室	200円
燕市小中川公民館	談話室	100円
	講習室	200円
	研修室	350円
	資料室	150円

i .		
	体育館	750円
	調理実習室	350円
燕市松長公民館	講習室	250円
	研修室	150円
	大会議室	550円
	小会議室	300円
	調理実習室	300円
燕市川前公民館	講習室	250円
	研修室	150円
	大会議室	600円
	小会議室	250円
	調理実習室	250円
燕市南公民館	講習室	300円
	小会議室	150円
	大会議室	550円
	談話室	300円
	調理実習室	250円
燕市西燕公民館	講習室	250円
	研修室	100円
	大会議室	450円
	小会議室	200円
	展示室	150円
	体育館	550円
	調理実習室	250円
燕市藤の曲公民館	講習室	300円
	研修室	100円
	大会議室	700円
	小会議室	300円

	談話室	100円
	調理実習室	300円
燕市東公民館	和室	300円
	集会室	250円
	遊戲室	250円
	調理実習室	300円
燕市栗生津公民館	第1会議室	100円
	第1研修室	200円
	第2研修室	200円
	調理実習室	350円
	第2会議室	300円
	大会議室	500円
	いこい室	150円
燕市吉田北公民館	第1会議室	200円
	第1研修室	200円
	調理実習室	350円
	第2研修室	250円
	第2会議室	350円
	大会議室	400円

備考

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料と当該各号ごとに算出した額の合計額とする。
 - (1) 入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合は、使用料の5割
- (2) 市外の利用者の場合は、使用料の 5 割。ただし、三条市、田上町 又は弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体の利用の場合は、 前段の規定は適用しない。
- (3) 冷暖房設備を利用する場合は、使用料の2割

- 2 陶芸窯を使用する場合は、その使用に係る実費相当額を徴することができる。
- 3 使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て る。

別表第2を削る。

(燕市文化会館条例の一部改正)

第2条 燕市文化会館条例(平成18年燕市条例第88号)の一部を次のように改 正する。

第12条中「認めるとき」の次に「その他特別の理由があると認めると き」を加える。

別表シャワー室の項を削り、同表備考第10項中「100円未満」を「10円 未満」に改める。

(燕市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第3条 燕市勤労青少年ホーム条例(平成18年燕市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(利用の許可)」に改める。

第11条を第16条とし、第10条を第15条とし、第9条の次に次の5条を加える。

(利用許可の取消し等)

- 第10条 教育委員会は、利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
 - (2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
 - (3) 利用の許可に際し付した条件に違反したとき。
 - (4) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。
- 2 前項の場合において、利用者に損害を生ずることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

- 第11条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 使用料は、前納とする。ただし、特別の理由がある場合において教育 委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

- 第12条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の不還付)
- 第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める 理由によるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

- 第14条 利用者は、センターの利用が終わったときは、速やかに利用した 施設等を原状に回復しなければならない。第10条第1項の規定により利 用の許可を取り消されたとき、又は利用を制限されたとき、若しくは利 用を停止されたときも、同様とする。
- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に 回復し、これに要した費用は利用者の負担とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第11条関係)

燕市勤労青少年ホーム使用料

階別	室名	使用料	
		(30分当たり)	
1階	娯楽室		650円
	講習室		250円
	集会室		700円
2階	図書室		150円
	休養室		250円
	音楽室		250円

備考

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料と当該各号ごとに算出した額の合計額とする。
 - (1) 入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合は、使用料の5割
 - (2) 市外の利用者の場合は、使用料の5割。ただし、三条市、田上町 又は弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体の利用の場合は、 前段の規定は適用しない。
- (3) 冷暖房設備を利用する場合は、使用料の2割
- 2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(燕市立図書館条例の一部改正)

第4条 燕市立図書館条例(平成18年燕市条例第90号)の一部を次のように改 正する。

第8条中「特に必要があると認めたときは、」を「公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前条の」に改める。

別表を次にように改める。

別表(第7条関係)

施設名	室名	使用料
		(30分当たり)
燕市立図書館	展示ホール	500円
本士去十四回事始	第1研修室	200円
燕市立吉田図書館	第2研修室	100円

備考

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料と当該各号ごとに算出した額の合計額とする。
 - (1) 入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合は、使用料の5割
 - (2) 市外の利用者の場合は、使用料の5割。ただし、三条市、田上町

又は弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体の利用の場合は、 前段の規定は、適用しない。

- (3) 冷暖房設備を利用する場合は、使用料の2割
- 2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(燕市吉田ふれあいセンター条例の一部改正)

第5条 燕市吉田ふれあいセンター条例(平成18年燕市条例第94号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 別表を次にように改める。

別表(第10条関係)

燕市吉田ふれあいセンター使用料

階別	室名	使用料
		(30分当たり)
1階	相談室	300円
2階	会議室	350円
	研修室	200円
	調理実習室	250円
	保健室	50円
	いこい室	250円
3階	講堂	700円
	集会室	700円

備考

1 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料と当該各号ごとに 算出した額の合計額とする。

- (1) 入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合は、使用料の5割
- (2) 市外の利用者の場合は、使用料の5割。ただし、三条市、田上町 又は弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体の利用の場合は、 前段の規定は適用しない。
- (3) 冷暖房設備を利用する場合は、使用料の2割
- 2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(燕市体育施設条例の一部改正)

第6条 燕市体育施設条例(平成18年燕市条例第96号)の一部を次のように改 正する。

第12条を次のように改める。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由がある と認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することが できる。

別表第1燕市分水多目的屋内運動場の項位置の欄を「燕市分水あけぼの 一丁目1番地70」に改め、同表燕市民プールの項及び燕市吉田プールの項 を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第11条、第20条関係)

体育施設使用料

施設名	施設区分	利用	利用	金額	備考
旭	加 祆 区 分	単位	範囲	並領	佣石
燕市民体育館	アリーナ	30分	全面	1,500円	
(燕市体育セ	卓球場	30分	1台	50円	
ンター)	ミーティング	30分	1室	350円	
	ルーム				

燕市民武道館	柔道場	30分	1面	300円	
(燕市体育セ	剣道場	30分	1面	300円	
ンター)	弓道場	30分	全面	300円	
	トレーニング	_	_		無料
	ルーム				
	打合せ室	30分	1室	300円	
燕市民研修館	アリーナ	30分	全面	1,150円	
(燕市体育セ	第1研修室	30分	1室	250円	
ンター)	第2研修室	30分	1室	150円	
	第3研修室	30分	1室	200円	
	第4研修室	30分	1室	100円	
	第5研修室	30分	1室	300円	
	宿泊(第1研修	1泊	1室	2,000 円	
	室・第3研修			に、一般1	
	室・第5研修			人500円、	
	室)			高校生1人	
				400円及び	
				中学生以	
				下 1 人 300	
				円を加え	
				た額	
	宿泊(第2研修	1泊	1室	1,000 円	
	室 · 第 4 研 修			に、一般1	
	室)			人500円、	
				高校生1人	
				400円及び	
				中学生以	
				下 1 人 300	

				円を加えた額	
燕市吉田総合	アリーナ	30分	全面	1,500円	
体育館	卓球場	30分	1台	50円	
	体操場	30分	全面	350円	
	第1会議室	30分	1室	150円	
	第2会議室	30分	1室	150円	
	研修室	30分	1室	200円	
燕市分水総合	アリーナ	30分	全面	1,500円	
体育館	ミーティング	30分	1室	150円	
	ルーム 1				
	ミーティング	30分	1室	150円	
	ルーム 2				
	卓球場	30分	1台	50円	
	燕市分水武道	30分	1面	300円	
	館				
燕 市 夕分 1 水	多目的室1	30分	1室	200円	
分水地	多目的室2	30分	1室	1,000円	
総合	多目的室3	30分	1室	900円	
体育流セ	会議室	30分	1室	400円	
館ン					
スポ野球場		30分	1面	400円	
ー ツ 本部室		30分	1室	350円	
ラン多目	ソフトボール	30分	1面	300円	
ド燕 的 競	場	30分	1面	500円	ナイター設備
技場	サッカー場	30分	1面	250円	
		30分	1面	1,000円	ナイター設備

		トラック	30分	1面	550円	
			30分	1面	1,000円	ナイター設備
	多目的	広場	30分	1面	150円	
	アリー	ナ	30分	全面	1,500円	
	屋内練	習場	30分	1面	400円	
	ミーテ	イングルーム	30分	1室	300円	
燕市ス	ポーツ	燕市民テニス	30分	1面	250円	
パーク		コート	30分	1面	100円	ナイター設備
		燕市少年野球	30分	1面	150円	
		場				
燕市吉日	田テニス	スコート	30分	1面	250円	
			30分	1面	100円	ナイター設備
燕市分	水テニス	スコート	30分	1面	250円	
			30分	1面	100円	ナイター設備
つばく	ろ運動	野球場	30分	1面	350円	
広場		ソフトボール	30分	1面	150円	
		場				
燕市吉日	田第1野	球場	30分	1面	300円	
			30分	1面	500円	ナイター設備
燕市吉日	田第2野	球場	30分	1面	300円	
			30分	1面	500円	ナイター設備
燕市小	中川地	区コミュニティ	30分	1面	150円	
センターソフトボール場		30分	1面	500円	ナイター設備	
燕市吉	田武道	柔道場	30分	1面	300円	
館		剣道場	30分	1面	300円	
		会議室	30分	1室	200円	
燕市栗	生津体	アリーナ	30分	全面	750円	

育センター					
燕市吉田北体	アリーナ	30分	全面	750円	
育センター					
燕市吉田総合ク	· ラウンド	30分	_	450円	
吉田屋外ゲート	、ボール場	30分	1面	150円	
		30分	1面	100円	ナイター設備
燕市吉田屋内ク	ゲートボール場	30分	1面	200円	
燕市米納津屋	内ゲートボール	30分	1面	150円	
場					
燕市栗生津屋	内ゲートボール	30分	1面	150円	
場					
燕市分水多目	1号棟	30分	1室	150円	
的屋内運動場	ミーティング				
	ルーム				
	2号棟	30分	1室	250円	
	ミーティング				
	ルーム				
	1号棟	30分	全面	1,000円	
	多目的屋内運				
	動場				
	2号棟	30分	全面	1,000円	
	多目的屋内運				
	動場				
燕市ジムナスト	分水	30分	全面	650円	

燕市勤労者体	アリーナ	30分	全面	750円	
育センター		00),		10011	
燕市国上勤労	和室	30分	1室	200円	
者体育センタ	アリーナ	30分	全面	750円	
<u> </u>					
サンスポーツ	野球場	30分	1面	350円	
ランド分水		30分	1面	500円	ナイター設備
	多目的広場	30分	1面	200円	
燕市四箇村ふ	アリーナ	30分	全面	550円	
れあい館	研修室	30分	1室	350円	
燕北多目的武	多目的武道場	30分	1面	300円	
道場					
燕市分水プー	水泳プール	1回	幼児	無料	
ル			小 学	50円	
			生・		
			中 学		
			生		
			その	100円	
			他		
燕市 B&G 海	水泳プール	1回	幼児	無料	
洋センター			小 学	100円	
			生・		
			中学		
			生		

1	1	Ī					
			そ	\mathcal{O}	200	円	
			_				
			他				

備考

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合の使用料は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 施設の利用に際し入場料を徴収する場合は、この表に定める額 の2倍の額
 - (2) 営利又は営業を目的とする場合は、この表に定める額の10倍の額
 - (3) 冷暖房設備を利用する場合は、この表に定める額の 1.2 倍の額
 - (4) 市外の者が利用する場合は、この表に定める額の1.5倍の額。ただし、三条市、田上町及び弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体が次の施設を利用する場合は、前段の規定は適用しない。
 - ア 燕市体育センター
 - イ 燕市吉田総合体育館
 - ウ スポーツランド燕
 - エ 燕市スポーツパーク
 - オ 燕市吉田テニスコート
 - カ つばくろ運動広場
 - キ 燕市吉田第1野球場
 - ク 燕市吉田第2野球場
 - ケ 燕市小中川地区コミュニティセンター
 - コ 燕市吉田武道館
 - サ 燕市栗生津体育センター
 - シ 燕市吉田北体育センター
 - ス 燕市吉田総合グラウンド
 - セ 燕市吉田屋外ゲートボール場
 - ソ 燕市吉田屋内ゲートボール場
 - タ 燕市米納津屋内ゲートボール場

- チ 燕市栗生津屋内ゲートボール場
- ツ 燕市分水多目的屋内運動場
- テ 燕市ジムナスト分水
- ト 燕市勤労者体育センター
- ナ サンスポーツランド分水
- 二 燕北多目的武道場
- 2 この表中「ナイター設備」とは、夜間照明施設を利用する場合の利用区分とし、その時間帯については、それぞれの施設及び利用する季節等に応じて教育委員会が別に定める。
- 3 この表中「アリーナ」を利用する場合の使用料の額は、利用面積が2 分の1以内の場合には、2分の1の額、4分の1以内の場合には、4分の1の額 とする。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(燕市吉田トレーニングセンター条例の一部改正)

第7条 燕市吉田トレーニングセンター条例(平成18年燕市条例第97号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由 があると認めるときは、第9条に規定する利用料金を減額し、又は免除 することができる。

(燕市立小・中学校施設設備利用条例の一部改正)

第8条 燕市立小・中学校施設設備利用条例(平成18年燕市条例第98号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

燕市立小・中学校の施設利用に関する条例

第1条中「施設設備」を「施設」に、「学校施設等」を「学校施設」に改める。

第2条中「学校施設等」を「学校施設」に改める。

第4条第2号中「施設設備」を「学校施設」に改める。

第6条中「学校施設等」を「学校施設」に、「ナイター施設設備」を「体育館又はナイター設備」に改める。

第7条中「公益上その他特別の事由のあるものについては、」を「公益上 必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前条 の」に改める。

第9条第3号及び第10条中「施設設備」を「学校施設」に改める。

第11条を次のように改める。

(原状回復)

- 第11条 利用者は、学校施設の利用を終了したときは、速やかに当該利用 に係る学校施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければな らない。第5条の規定により利用の取消し又は利用の中止の処分を受け たときも、同様とする。
- 2 利用者が前項の義務を履行しないとき又は履行しても十分でないと認める時は、教育委員会において原状に回復するものとする。この場合においては、利用者は、これに要した経費を負担しなければならない。別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

学校施設使用料金表

施設名	利用単位	利用範囲	学校施設区分	使用料
燕市立燕東小学校	30分	1面	体育館	100円
燕市立燕西小学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	1,000円
燕市立燕南小学校	30分	1面	体育館	50円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立燕北小学校	30分	1面	体育館	50円
	30分	1面	ナイター設備	1,000円

燕市立小池小学校	30分	1面	体育館	100円
燕市立大関小学校	30分	1面	体育館	50円
燕市立小中川小学校	30分	1面	体育館	50円
燕市立松長小学校	30分	1面	体育館	50円
燕市立栗生津小学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立吉田小学校	30分	1面	体育館	150円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立吉田南小学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立吉田北小学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立分水北小学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立分水小学校	30分	1面	体育館	100円
燕市立島上小学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立燕中学校	30分	1面	体育館	150円
燕市立小池中学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	1,000円
燕市立燕北中学校	30分	1面	体育館	150円
燕市立吉田中学校	30分	1面	第1体育館	100円
	30分	1面	第2体育館	50円
燕市立分水中学校	30分	1面	体育館	150円

備考 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(燕市民交流センター条例の一部改正)

第9条 燕市民交流センター条例(平成27年燕市条例第17号)の一部を次のよ

うに改正する。

第10条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、特別の理由がある場合において教育委員会の許可を受けたと きは、この限りでない。

第11条中「市長は、」の次に「公益上必要があると認めるときその他」 を、「認めるときは、」の次に「前条の」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

燕市民交流センター使用料

階別	室名	使用料
		(30分当たり)
3階	多目的ホール	900円
	研修室	150円

備考

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料と当該各号ごとに 算出した額の合計額とする。
 - (1) 使用者が入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合は、使用料の5割に相当する額を加算する(附属設備は除く。)。
 - (2) 市外の者が使用する場合は、使用料の5割に相当する額を加算する(附属設備は除く。)。
 - (3) 冷暖房を使用期間中に使用する場合は、使用料の2割に相当する額を加算する。
- 2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の使用料等の規定は、令和2年度 以降に利用する場合について適用し、令和元年度に利用する場合について は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。